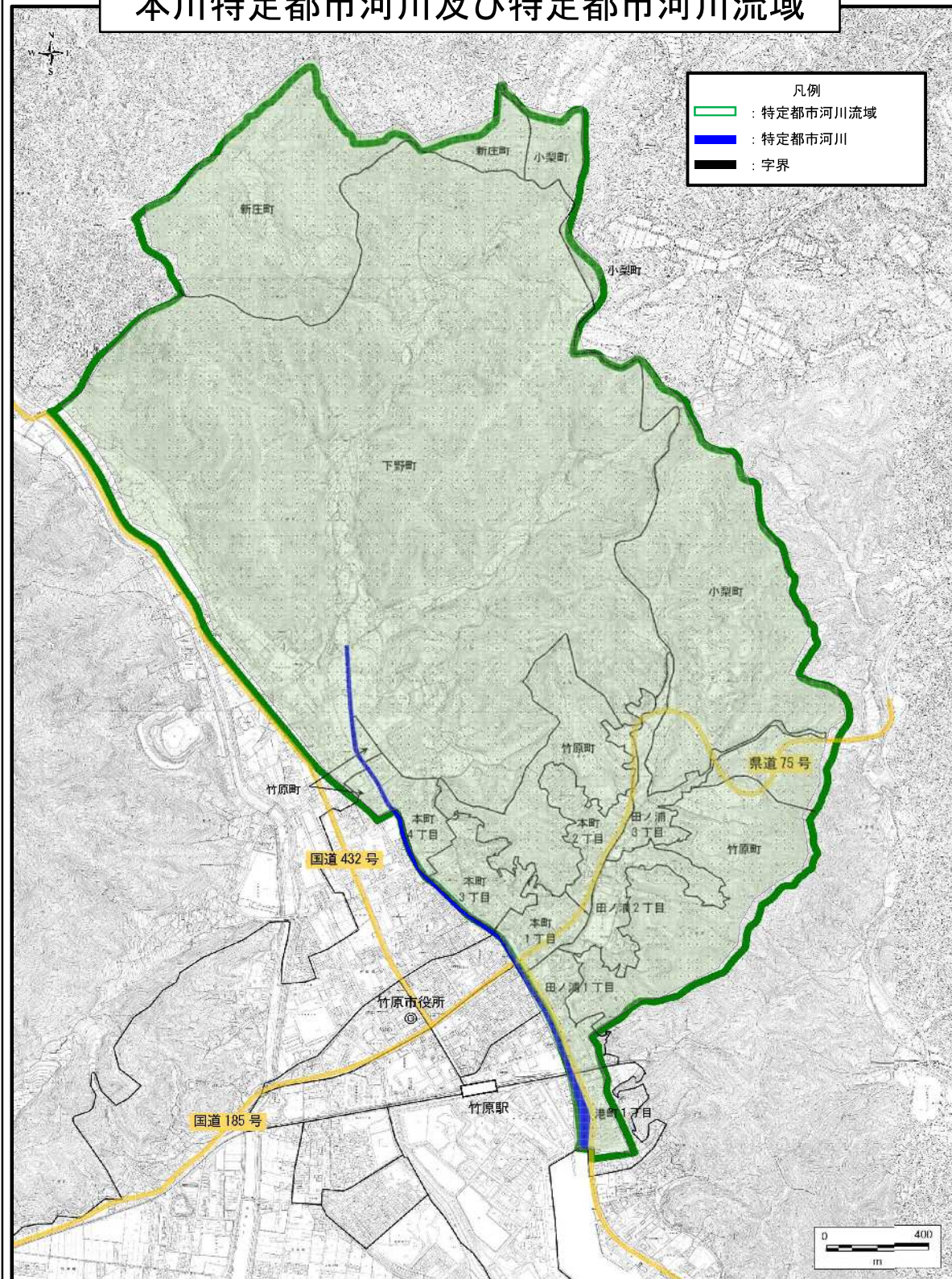


本川特定都市河川及び特定都市河川流域



雨水浸透阻害行為を行う地域が特定都市河川流域内である場合には、まずは許可申請窓口にご相談下さい。

本川流域を 特定都市河川浸水被害対策法に基づき 特定都市河川・流域に指定しました

広島県内の本川流域では、近年、平成30年7月豪雨や令和3年7月の大雨により**大きな浸水被害**が発生しています。

さらに今後も、全国で気候変動により**水災害のさらなる頻発化・激甚化**が予測されていることを踏まえ、流域での浸水被害対策も組み合わせ、河川管理者だけでなく流域の関係者が協働して行う**「流域治水」**の考え方に基づく対策が必要です。

このため、近年大きな浸水被害が発生した本川流域では、水災害に強い地域づくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである**「特定都市河川」**に、**令和4年7月25日に指定**しました。

特定都市河川の指定により、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

水災害に強い地域づくりを目指した
特定都市河川・流域での様々な浸水被害対策（イメージ）

気候変動に対応する
新たな水災害対策
「流域治水」とは
<https://www.mlit.go.jp/river/kaasan/sushiki/index.html>



令和3年7月 町並み保存地区 中ノ小路の浸水状況



■本川流域の特定都市河川浸水被害対策法の適用に関するお問合せ先
広島県 土木建築局 河川課 河川企画グループ
TEL(082)513-3929 FAX(082)227-2206

■本川流域内の雨水浸透阻害行為の許可申請窓口
広島県 土木建築局 河川課 河川企画グループ
TEL(082)513-3929 FAX(082)227-2206
HP: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/tokuteitoshi-002.html>

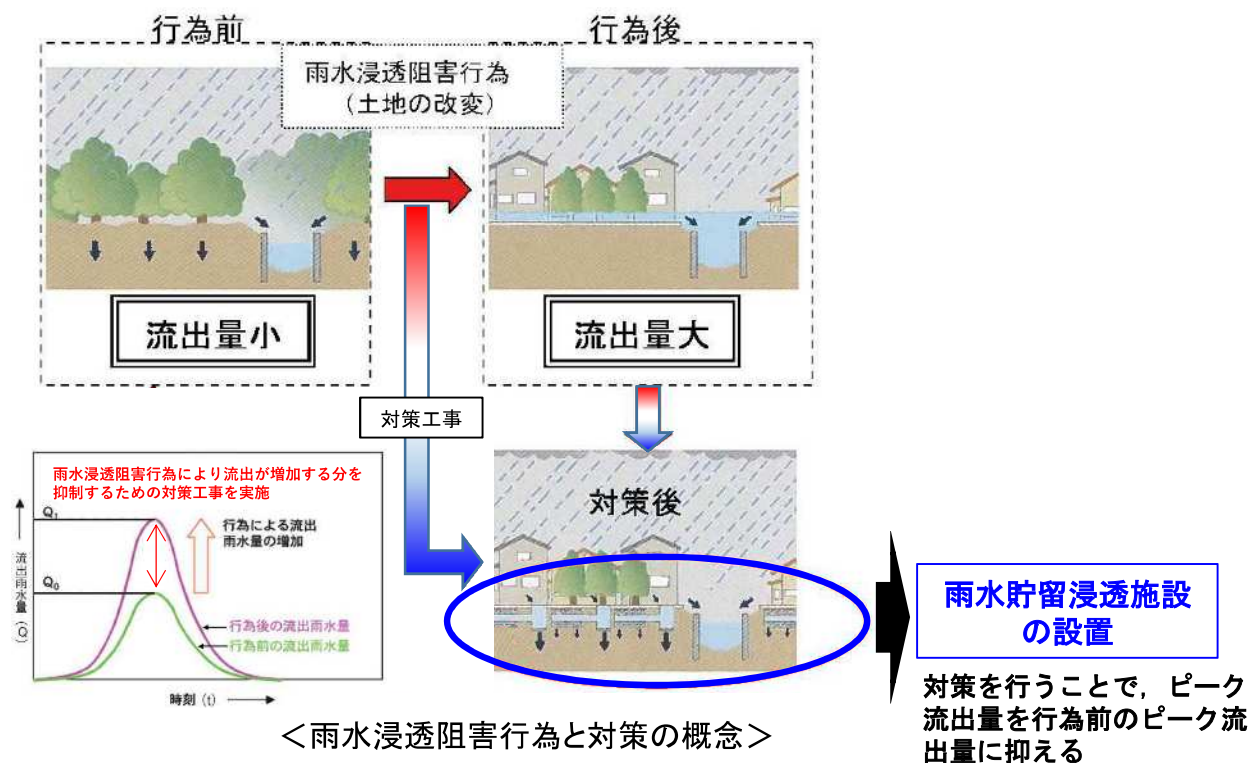
特定都市河川流域への指定に伴い、水災害に強い地域づくりの一環として、**流域内の土地の浸透力を低下させるおそれがある行為＝「雨水浸透阻害行為」を行う場合、広島県知事の許可が必要となり、補う分の対策工事(雨水調整池等の設置)が義務付けられます。**

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模以上の行為(雨水浸透阻害行為)に対して、貯留・浸透対策を義務づけるものです。

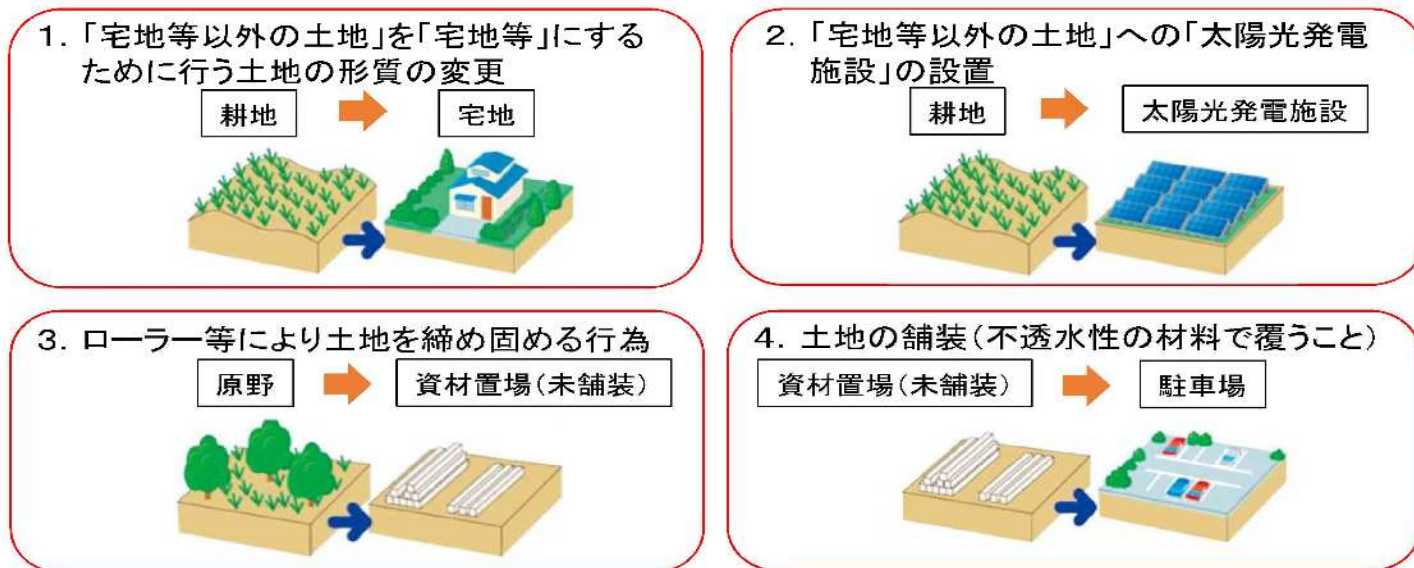
※次ページに「雨水浸透阻害行為の許可」に関する詳細を解説しています

Q: 許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？

- 特定都市河川に指定されると、流域内の以下の行為に対して、広島県知事の許可（貯留・浸透対策施設の設置）が必要になります。
- 雨水浸透阻害行為とは、新たな開発等により、地下に浸透しないで他の土地に流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為のことで、
- 雨水貯留浸透施設を設置することで、雨水浸透阻害行為により土地から流出する雨水の量の増加を抑制することができます。



■対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例



- 図に示す行為面積が1,000m²以上の場合、許可(対策)が必要になります。
- 田畑や原野を、**宅地や舗装、資材置場、駐車場にする場合**や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。
- 許可が必要な雨水浸透阻害行為に該当するか否かについては、現況の土地利用区分の判断、雨水浸透阻害行為面積の算定などが必要となります。詳細は、申請窓口への相談をお願いします。

Q: 対策工事(雨水貯留浸透施設)には、どのようなものがある？

貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも考えられます。

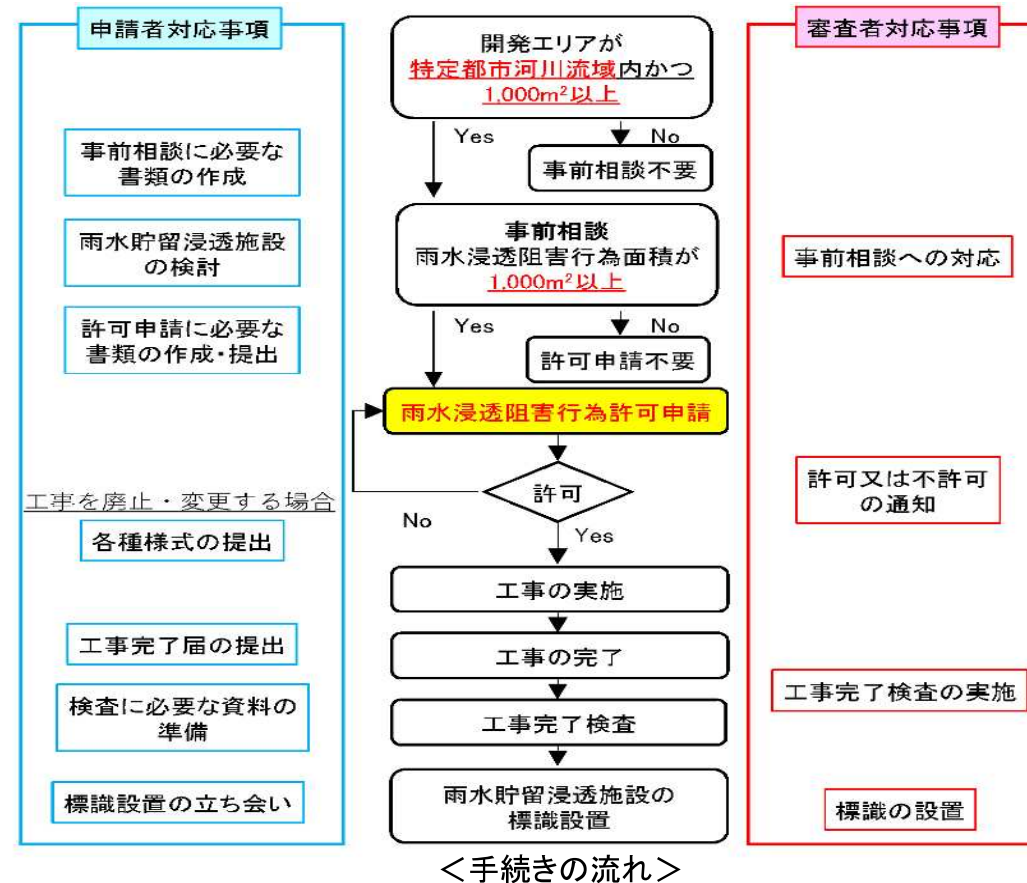
浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、浸水被害を防止・軽減するとともに、地下水の涵養にも効果があります。

なお、浸透施設と貯留施設を効果的に組み合わせて、1つの対策工事として実施することも可能です。



Q: 雨水浸透阻害行為の許可に必要な手続とは？

雨水浸透阻害行為の対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合は、事前相談・申請の順を踏むことになります。



Q: いつまでに許可が必要？ 許可を受けずに進めたらどうなる？

許可の通知が文書で到着するまでは、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手することはできません。なお、行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで、少なくとも概ね**1か月以上が見込まれる**ため、十分に期間の余裕をもってご対応されるようお願いいたします。

なお、許可を受けずに雨水浸透阻害行為をした者には、法律により、罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が設けられています。